

平成 27 年度小中一貫教育校の在り方検討会議(第 7 回)議事録

日 時 平成 27 年 9 月 28 日 (月) 9:30~12:00
場 所 国際言語文化アカデミア 会議室 103
出席構成員 足立原隆之、有馬武裕、井村浩章、遠藤仁一、柿木秀文、河鍋 章、
島田雅幸、中山 晋、○西野博之、原田浩美、◎屋敷和佳、吉野雅裕
米澤利明 (敬称略・五十音順) ※◎は座長 ○は副座長

司会 (古島専任主幹兼グループリーダー) : 本日は、ご多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。県教育局支援部子ども教育支援課教育指導専任主幹兼グループグループリーダー兼指導主事の古島でございます。

検討会議の議事録については事務局で作成し、内容を確認いただいた上で公開させていただきますので、よろしくお願ひします。

そのため、会議の内容につきまして録音をしたいと考えますがよろしいでしょうか。また、この検討会議は、議題により特に非公開とする理由がある場合を除き、基本的に公開とし、傍聴を認めることをお願いしております。

本日の議題においては、特に非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきますと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

構成委員 異議ありません。

司会 : よろしいでしょうか。それでは公開とさせていただきます。本日は、傍聴希望者がおりますので、ここで入場としてよいでしょうか。

構成委員 異議ありません。

司会 : ありがとうございます。それでは傍聴人に入場いただきますので、しばらくお待ちください。それでは、ただいまから、小中一貫教育校の在り方検討会議 第 6 回を開催いたします。報道関係者におかれましては、写真撮影を行うことについて、ただ今から、次第の 4 内容の(2)報告に入るまでの、約 10 分間としていただきますようお願いいたします。お手元の次第に即して、進行させていただきます。開会にあたり、神奈川県教育委員会を代表し、吉野支援部長より、ご挨拶を申し上げます。

吉野支援部長 : 皆さんおはようございます。暑さ寒さも彼岸までと言いますが、スポーツの秋、読書の秋、様々なことをするのによい季節となっております。さて、本日は大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ご存じのとおり本検討会議昨年の 7 月に設置いたしまして、神奈川としてめざす小中一貫教育校の在り方について検討を行って参りました。昨年 4 回の会議をもちまして、27 年 2 月 5 日に、屋敷先生の方から教育長に「一次報告」の手交があり、2 月 10 日に記者発表が行われました。続いて、県内の 3 地区にモデルとしてお願いしましてこちらも 3 月に記者発表いたしました。今年度に入りまして、モデル校への支援の在り方、免許制

度における運用の在り方等につきまして、2回の会議をもちまして、本日で合計7回目となります。大変お忙しい中、何度も足をお運びいただきまして協議いただきましたことを改めて感謝申し上げます。本来ならば、第1回目と同じように桐谷教育長がこの場で、皆様方にお礼のご挨拶を申し上げるところでございますけれども、所用がございまして、出席することができません。私の方から皆様に十分感謝を申し上げるよう申し使っておりますので、御了承ください。

国の方では、学校教育法の一部を改正する法律、これが今年の6月4日に公布されて、来年の4月1日に施行されます。これによって、同法の第一条に小学校、中が校に並んで、義務教育学校が明記されたということでございます。また今後は小中一貫型の小学校・中学校、これは仮称でございますが、これにつきましても政省令等で定められていくことになっております。そんな国の流れも考慮しながらこれまで協議していただいた訳でございますけれども、いよいよ本日最終回となります。本日は今まで御議論いただきましたことを踏まえながら、最終報告（案）についてご協議いただくこととなります。半日日程となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

司会：続きまして、資料の確認をします。まず、本日の流れが書かれております、次第が1枚目でございます。裏面が委員名簿となっております。そして次に、「神奈川県における小中一貫教育校の在り方最終報告（案）」です。最後に、別紙として、前回の検討会議でもお願いをいたしましたが、本日の検討会議の議題を含めまして、お気づきの点を御記入いただく用紙がございます。こちらにつきましては、後日、事務局までご送付いただけますようお願いいたします。また、お手元の紙ファイルには、これまでにお示しした資料や国や県の資料がございます。目次に資料名を記載してありますので、必要なときにご覧ください。以上でございます。何か過不足等ございますでしょうか。続きまして、本検討会議の委員について御連絡申し上げます。本日、私学協会会長の澤野（さわの）委員、座間市金子教育長、県央教育事務所長溝呂木様につきましては、御欠席の連絡をいただいております。また、総合教育センターの井坂委員は、欠席され、代わりに中山委員に出席していただいております。では、中山委員ご挨拶をお願いします。

中山委員：本来なら教育事業部長の井坂が出席するところですが、所用のため私総合教育センター教育事業部教育人材育成課中山が代理出席いたします。よろしく願いいたします。

古島 GL：井村委員につきましても現在こちらに向かわれているということでございます。ご承知おきください。本日の出席者は13名となります。どうぞよろしく願いします。続きまして、次第の（2）報告に入ります。報道関係者におかれましては、これ以降の写真撮影はご遠慮ください。ここからの進行につきましては、屋敷座長におねがいいたします。

屋敷座長：皆さんおはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。先ほど吉野部長からありましたとおり、昨年7月から1年と4ヶ月、本日は一次報告をへまして、最終の報告をまとめる重要な会議と言うことでございます。本日も活発に御議論いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、報告事項につきまして、作業部会長遠藤委員からお願いしたいと思います。

遠藤委員：子ども教育支援課長遠藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。作業部会の報告です。まず、在り方検討会議第6回協議の概要、そして2回の作業部会の内容につきまして簡単にご説明させていただきます。まず、7月30日に行われました第6回の在り方検討会議では、これまで、御議論いただきました、小中一貫教育校の在り方を示すための最終報告の骨子案について皆様方からご協議をいただきました。なお、議案の内容につきましてはホームページアップをさせていただいております。次にいただいた御意見を踏まえながら、9月の1日、9日に作業部会を開催いたしました。骨子案で示させていただいた言葉を文章に直す、また文章にするにあたって根拠となるデータを収集するなどの作業を進めました。本日皆様のお手元でございます最終報告（案）はこれまでの御意見を反映したものととなりますが、過不足等本日の会議で、ご協議いただきたいと考えております。以上でございます。

屋敷座長：ありがとうございました。ただ今の報告につきまして何かご質問等ありますでしょうか。それでは、作業部会でまとめていただいた、最終報告（案）につきまして協議して参りたいと思います。まず、「はじめに」についてでございます。遠藤委員お願いします。

遠藤委員：ではまず「はじめに」をご覧ください。

平成25年8月の「神奈川の教育を考える調査会『最終まとめ』」において、義務教育に関して、『限られた教育資源を有効に活用し、子どもにとってよりよい教育環境を提供するために、市町村と十分連携し地域の状況も踏まえながら、「小中一貫教育モデル校」が神奈川において早期に実現できるよう取り組んでいく必要がある』と示されました。現在、少子化の進行や情報化、グローバル化の進展、地域コミュニティの弱体化や核家族化の進行等、社会の状況が様々に変化する中、児童・生徒に関する課題が多様化、複雑化してきています。神奈川県においても、「少子化の進行」、「問題行動等の増加」等の課題があり、小学校と中学校が連携協力して対応を図ることがよりいっそう求められています。また、小中一貫教育に取り組んでいる全国や神奈川県内での先進地区の事例から、小・中の教職員が、お互いを理解し、めざす子ども像を共有して取り組むことで、子どもたちへの支援・指導に一貫性が生まれること等が、報告されています。このことから、小中一貫教育の取組が神奈川県の抱えている様々な課題を解決することに寄与すると考えられます。これらのことを踏まえ、平成26年7月に、「小中一貫教育校の在り方検討会議」を設置し、モデル校導入の実現に向け

た検討を始めました。平成27年の3月までに4回の検討会議を行い、「神奈川県の小中一貫教育のとらえ」や「小中一貫教育を導入したときの効果」等について、「一次報告」としてまとめました。そして、平成27年4月から同年9月まで、「モデル校への支援の在り方」や「免許制度における運用の在り方」等について3回の会議をもち、今回、最終報告という形でまとめることとしました。本報告が、県内の各地区における小中一貫教育を推進する上での取組の一助となることを期待したいと考えます。ということで、屋敷座長のお名前で、「はじめに」ということで作っております。よろしく願いいたします。

屋敷座長：「はじめに」に、何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。私からのお願いですが、最後の部分は、「お願いします。」とさらっと言っていたかいたともいます。よろしいでしょうか。

遠藤委員：そのようにさせていただきます。

屋敷座長：ほかに何かございますか。それでは、何かありましたら、最後に振り返りたいと思います。続いて目次でございます。遠藤委員お願いします。

遠藤委員：それでは、目次になります。はじめにから出ていております、4の(1)まで一次報告で出ているところでございます。この最終報告は、4の(2)からになります。これまでの議論で変更したところ、または変えたところですが、5の小中一貫教育の推進にあたって「基本的な考え方」というのを入れた方がよいということで、当初は入っていなかったのですが、変わっているところです。次に「必要な教職員研修の整理」となっていたのですが、これについては、「教職員の研修」という形でまとめさせていただきます。次に教員免許の在り方と最初はしていたのですが、教員免許は国が定めると言うことで、「教員免許制度における運用の在り方」というふうに、修正してございます。また、当初は国への要望ということもあったのですが、これはいらないだろうということで、とっております。その後、「おわりに」を入れるというふうになっていたのですが、「おわりに」を作ってみたところ、「はじめに」と同じような内容になりまして、最後は「まとめ」ということで、皆さんでまとめるということで、作りを変えてございます。「まとめ」についてはこの後、説明したいと考えております。よろしく申し上げます。それから、用語集ということで、一番最後に用語集をつけています。最後の2枚です。

屋敷座長：それでは、目次につきまして、何かございますか。

用語集のところの、「(対象：本文中の*を付した用語)」の部分は、目次ではなく最後の用語集の中に入れてはどうでしょうか。

遠藤委員：はい、それでは、その文言は「用語集」の中に移したいと思います。

吉野委員：この用語集は、県で出している他の文書の用語集と整合性はとれているのでしょうか。

遠藤委員：とってございます。

屋敷座長：では、本文を検討していく中で、何かございましたら、お願いします。次にまいります。1 ページからです。一次報告で既に検討させていただいている部分ですが、1 部に変更点等ございますので、説明をお願いします。

遠藤委員：ほとんど変更はないのですが、6 ページをご覧ください。単純なミスですが、中段にあります棒グラフの「2. 1 倍」と「2. 3 倍」が入れ替わっておりましたので、修正させていただきました。それから、14 ページをご覧ください。一次報告の時には義務教育学校の定義等がされておりましたので、ここで、法制化されましたので、図 15 のところで、義務教育学校、また小中一貫型小学校・中学校（仮称）ということで現在使われている用語を書き加えております。変更点は以上です。よろしく願いいたします。

屋敷座長：修正箇所等につきまして何かございましたらお願いします。今日は最後なので、少し時間があります。少しざっと目を通していただきまして、何かございましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。10 分くらい時間をとりたいと思います。

屋敷座長：改めて、御意見をいただきます。

1 ページの小中一貫教育にかかる動向について何かございますか。

西野委員：5 ページの学習意欲の表ですが、小学校から中学校へ行くにつれて落ち込んでいるのは、神奈川県に特徴的な傾向なのか、それとも全国的な傾向なのか、わかればよいなとふと思ったのですが。

遠藤委員：全国の状況を見て、もしこれが、神奈川県に特徴的なものであれば、わかるように書き加える等工夫したいと思います。

屋敷座長：その他何かございますか。

有馬委員：県教育委員会が先日、問題行動等の調査を発表したと思いますが、この資料も新しいものにできるのであれば、その方がいいのかなと思いました。

遠藤委員：可能です。

遠藤委員：全国学力学習状況調査の結果発表は10月の中旬を予定しておりますので、これについてはこの数字でお願いしたいと思います。問題行動等の調査においても、いじめがまだ出ておりませんので、整合性がとれなくなりますので、申し訳ありませんが、25年の数字のままで標記したいと考えます。

屋敷座長：それから1ページの国の動向ですが、中教審で報告がありましたので、学校教育法等の改正について、記述した方がよいと思います。

遠藤委員：そして、平成26年7月に学校教育法等を一部改正する法律が公布され、義務教育学校が位置付けられた。平成28年4月から施行されることとなっている。また、小中一貫型の小中学校についても、検討がなされている。ということで書き加えるということでしょうか。

屋敷座長：はい。それでは、2の「小中一貫教育校への対応」です。この部分で何かございますか。無いようですので、14 ページ、3の「神奈川県の小中一貫教育校」の部分

で何かございませんでしょうか。

はい、ないようですので、次に参ります。4の小中一貫教育校のモデル校導入に向けてという部分でございます。ここには、モデル校選定の考え方とプロセスが書いてあります。ではこの部分につきまして、説明をお願いします。

遠藤委員：まず、モデル校の選定の考え方については、一次報告と同じでございますので説明は省略させていただきます。モデル校選定のプロセスですが、まず、モデル校選定の経過ということで、箇条書きにしております。次にモデル校選定の観点ということで、示しております。そして、決定したモデル校を中学校ごとに示しました。23ページには、モデル校のそれぞれの特徴につきまして、表にして示しております。よろしくお願ひいたします。

屋敷座長：モデル校の選定のプロセス等について御一読いただき、御意見がございましたらお願いします。ないようですので次に進みたいと思います。それでは、24ページのモデル校への支援の在り方をお願いします。

遠藤委員：ここからは、本文を読ませていただきます。

3モデル校への支援の在り方。指定したモデル校での小中一貫教育推進に関して、モデル校（中学校区）の役割は、神奈川県がめざす小中一貫教育のすがたの実現に向けて、地域や児童・生徒の実態に応じた工夫の収集、成果と課題の検証・普及といった役割を担っている。そこで、市町村教育委員会やモデル校（中学校区）が実施する取組に対し、適切に県教育委員会が指導・助言していくことが求められることから、**図 21**に示す内容で支援することが望まれる。ということで、**図 21**に支援体制の図を示してございます。これはできるだけシンプルに示し、詳細については次のページから示すということにしました。また、図の中のアイウエの記述は次ページ以降のアイウエのそれぞれの項目に対応しております。次の25ページのアです。小中一貫教育のサポートデスクの設置ということで、モデル校（中学校区）での小中一貫教育に関わる指導・助言及び支援を行うため、県教育委員会に小中一貫教育サポートデスクを設ける必要がある。具体的には、モデル校（中学校区）を所管する市町村教育委員会の小中一貫教育推進担当者やモデル校（中学校区）に配置している小中一貫教育コーディネーターへの助言、あわせて先進地区の取組について情報提供を行うことが求められる。というふうに書いております。（イ）インクルーシブ教育推進課との連携。本県では、共生社会の実現をめざし、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進している。そこで小中一貫教育を推進するにあたり、この視点を明確に位置づけるため、インクルーシブ教育推進課と連携し、市町村教育委員会やモデル校（中学校区）に対して情報提供するとともに、協力体制の強化を図っていくことが望ましい。（ウ）モデル校（中学校区）を所管する教育事務所との連携。モデル校（中学校区）のある教育事務所に小中一貫教育担当者を置き、モデル校の取組の情報収集をはじめとして、連絡協議会への参加、モデル校への指導・助言等、連絡

調整を図りながら進めていくことが望ましい。(エ) 有識者会議の設置。小中一貫教育校の在り方検討会議終了後は、新たに有識者会議を立ち上げ、モデル校(中学校区)へ、小中一貫教育推進に係る取組について、継続的に助言する組織とすることが必要と考えられる。イ 市町村教育委員会・モデル校(中学校区)における体制づくり。(ア) 市町村教育委員会における組織づくり等について。市町村教育委員会は、モデル校(中学校区)の設置者として所管する小・中学校教職員及び児童・生徒の交流を促進するための体制を整えていくことが求められる。また、モデル校(中学校区)のある市町村教育委員会に小中一貫教育担当を置き、中学校区の管理職や小中一貫教育コーディネーターと連絡調整を図り、きめ細かく指導・助言を行っていく体制づくりの必要がある。(イ) 保護者・地域との連携について。小中一貫教育を推進していくためには、9年間を通した教育を行うことが子どもたちの成長にとって、より効果があることなどについて保護者や地域の方の理解を得ることが必要である。そして、地域の中で子どもを育てるという意識をもつことが、子どもの自己有用感になることの理解を得て、積極的に学校経営に参画することを求めていくことが必要である。例えば、中学校区全体で保護者会を開き、その中で小中一貫教育に関する意見交換を行ったり、保護者や地域の方を対象に子育て講座等を設け小中一貫教育についての理解を促したり、小中一貫教育に関する情報誌(リーフレット)等を配布するといったことが考えられる。このような取組をとおして、例えば、コミュニティ・スクール等の導入による地域の教育力の向上をめざし、市町村全体で学校を支えていく体制づくりについて検討していく必要がある。ウ 小中一貫教育校連絡協議会等の設置。各モデル校間での情報交換、情報共有および、取組の成果の検証を行うため小中一貫教育校連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する必要がある。この連絡協議会は、モデル校(中学校区)、市町村教育委員会、県教育委員会の担当者と有識者からなるメンバーで構成され、各モデル校(中学校区)と市町村教育委員会、県教育委員会の連携を図るための重要な役割を担うものである。(ア) 各モデル校間での情報交換、情報共有。各モデル校(中学校区)の小中一貫教育コーディネーター等が中心となり、各モデル校の取組等について情報交換、情報共有を行う場である。この場では、連携を密にしながら幅広い視野で、小中一貫教育を進めていくことが効果的である。この、連絡協議会で話し合い、まとめたことを、他市町村教育委員会や学校に発信していくことにより、県内の小中一貫教育の充実を図ることができると考えられる。(イ) 各モデル校での取組の成果の検証。本協議会において、各モデル校(中学校区)での取組を評価・検証するアンケート等を作成し、児童・生徒、教職員、保護者の意識の変容、児童・生徒の学力や問題行動等についてデータを検証することで、小中一貫教育の普及に役立てることができ。アンケートの結果については、学校や保護者、地域に発信していくことで、問題意識や意義を共有し、家庭や地域との連携を深めることができる。なお、こうしたアンケート等の調査・検証は、継続的に行い、得られた成果をリーフレット等

にまとめ、小中一貫教育の普及に役立てることが必要である。参考として評価検証項目を(1)～(7)まであげております。続いて、エ モデル校(中学校区)に対する人的支援。(ア) 小中一貫教育コーディネーターの配置。モデル校には、小中一貫教育コーディネーターを配置し、学校間の連絡調整を行うとともに、連絡協議会に参加し、モデル校の取組に関する資料の作成及び成果の検証・分析を行う必要がある。一方、全国の小中一貫教育を担う教員の加配状況(図 22)をみると、コーディネーターとして「加配されている」が15%で、「加配はないが学校内ではコーディネーター役を指名している場合」が51%である。今後コーディネーターのモデル校での役割や業務等について整理・検証していく必要がある。(イ) 乗り入れ授業への教員配置について 中学校から小学校、小学校から中学校への乗り入れ授業等を実施するためには、保有免許等を踏まえた教員配置をすることが望ましい。また、乗り入れ授業を行った場合の教育的効果、教職員の負担等について、モデル校での取組を基に検証する必要がある。表2は、平成26年度文部科学省調査による「小中一貫教育校等に関する実態調査」における「校長の体制」を示したものである。施設一体型の場合は、一人の校長が小・中学校を兼務している割合が高く、施設隣接型や分離型においては学校ごとに校長を置いている割合が高い。今後、国の義務教育学校や小中一貫型小学校中学校等(この部分に「仮称」を入れてください。)の制度化の動向を見据えながら、管理職の配置についても詳細に検討していく必要がある。(ウ) 管理職の配置について。神奈川県の小中一貫教育校においては校長の配置に関して「小・中学校で1名である」か「各校にいるか」については規定していない。ただし、小中学校各々に校長がいる場合は、小中一貫教育校としての責任者としての役割を果たす校長について決めておく必要がある。ここまでです。よろしくお願いいたします。

屋敷座長：それでは、24 ページの部分から何かありましたら、御意見を申し上げます。ちなみに図の21の説明が25ページからあるということでございます。図21は修正いただいております。その他に何かございませんか。

西野委員：27ページの評価検証項目なのですが、アンケートの対象には教員が含まれているのですよね。一次報告においても教職員の多忙化や、負担の軽減等の取組についてどのように聞いていくつもりなのかをお伺いしたいと思います。

遠藤委員：27ページの組織の2つめの部分で聞くことになると思います。あくまでもこれは、先進地区を参考に作ったもので、連絡協議会でこれからもんでアンケート項目を作っていく予定です。これは、そのためのたたき台のようなものだと思っています。

西野委員：気になる課題がありますので、その辺がわかるようなアンケートができるといいなと思います。

屋敷座長：その他ございますか。

有馬委員：26ページの市町村全体でという言葉ですが、少し広いような気がするのですが。

遠藤委員：コミュニティ・スクールなので、地域全体とした方がよいですかね。

屋敷座長：そうですね。このままですと市町村全体としてどう支えるかという意味になってきますので、地域というふうに修正した方がよいと思われま。ありがとうございました。その他いかがでしょう。

屋敷座長：28 ページの表 2 が左右逆になっているので、統一した方が見やすいと思われま。また、出典等は、下にそろえて書く必要があると思われま。また、タイトルと出典のポイントが同じなので、出典の部分のポイントも少し小さくする等、分かりやすくした方がよいと思われま。それから、図表の領域と、文章の領域を分けた方がよいと思われま。

その他何かありますか。

河鍋委員：28 ページの出典の部分ですが、小中一貫教育校等となっているのですが、「校」は入りますか。

遠藤委員：あ、これは間違えておりますので修正します。

吉野委員：解釈についてですが、26 ページのウの小中一貫教育校連絡協議会等の設置のことについてなのですが、(ア)と(イ)は小中一貫教育校連絡協議会で実施することですよね。そうすると小中一貫教育校連絡協議会等の「等」はいらないのではと思われま。

遠藤委員：はい、いいですね。削除します。

有馬委員：「一人ひとり」の記述はどうでしょうか。

遠藤委員：神奈川の場合はだいたい「一人ひとり」と書いております。

屋敷座長：ほかにございませんでしょうか。それでは、ここで 10 分間の休憩を取りたいと思われま。休憩後 5 の小中一貫教育の推進にあたってについて協議します。

屋敷座長：再会いたします。5 の小中一貫教育の推進にあたってのまず基本的な考え方について遠藤委員からお願いします。

遠藤委員：小中一貫教育校ではなく、小中一貫教育の推進にあたってということで、全国の先行事例に見られる成果やこれまでの県内で取り組まれてきた小中連携教育の成果から、少子化の進行やいわゆる中 1 ギャップ等の課題を解決するための一つの方策として小中一貫教育を推進することは、非常に有効であると思われま。また、県は共生社会の実現をめざし、できるだけ、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進しており、小中一貫教育の取組において、9 年間の連続した教育活動の中にこの視点取り入れていくことは、重要であると思われま。小中一貫教育校においては、市町村教育委員会の明確な方針のもとで、各学校が主体的に取り組むことが大切であり、県の役割はその取組を積極的に支援することである。県として、小中一貫教育の推進における市町村教育委員会の多様なニーズに応えられるよう、モデル校での成果等を基に、県の支援の在り方（現状分析、組織体制づくり等）を整理し、継続的に指導・助言、援助することが、重要と思われま。これらのことを実現するため、(3)「モデル校への支援の在り方」で示した県の体制を継続するなど組織的に支援を行っていく必要がある。以上です。

屋敷座長：ありがとうございます。この部分につきまして意見をお願いします。

原田委員：今読まれたときには、「視点を」の「を」が入っていなかったのですが入れた方がよいと思われます。また、指導・助言、援助の部分ですが、指導・助言で一つなのか、どうなのか。

遠藤委員：これは、他の部分と整合性をもたせたいと思います。ありがとうございます。

屋敷座長：それでは、他の部分も含めて整合性をもたせるということをお願いします。その他いかがでしょうか。下から 5 行目ですが、「県の体制を継続する」の意味が分かりにくいので、説明していただけるでしょうか。

遠藤委員：25 ページのサポートデスクや、インクルーシブ教育推進課との連携や有識者会議の設置等の県の体制は、モデル校が終了した後も、小中一貫教育校、義務教育学校等で取組を行うものに関しては、継続していく場合にはそのまま支援していくということです。25 ページではモデル校に対する支援として書いておりましたが、同じようなことを終わった後も行っていくという意味で継続していくと書いてございます。もし伝わりにくければ、書き方を変えた方がよいと思います。

屋敷座長：その意味でしたら、分かります。それでは、次の「教職員の研修」について説明をお願いします。

遠藤委員：教職員の研修、ア 小中一貫教育推進のための教職員研修の内容小中一貫教育を推進するにあたっての必要と考えられる教職員研修は、次の通りである。A 組織づくり。小中一貫教育を推進する中学校区が、めざす子ども像を共有し、その実現を図る取組を実施していくための教職員の組織、教員配置について研修する。B 教育活動の在り方。児童・生徒の交流活動や合同研修会等の教職員の交流活動、乗り入れ授業の効果や実施していくための方法について研修する。C 教育課程。*カリキュラム・マネジメントの視点で、9年間を見通したカリキュラムづくりについて研修する。D 授業実践及び学習評価。小中が合同で研究授業参観や授業研究会(検討)会を行うことで、多面的な視点での授業作りについて研修をする。また、小学校・中学校それぞれの評価について研修する。E 児童・生徒の学力向上。全国学力学習状況調査の結果を市町村、中学校区単位で分析し、それを地域や子どもたちの実態にあわせて活用していく方法について研修する。F 生徒指導。国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などをもとに、児童・生徒指導の課題、さらには中1ギャップの解消をめざし、接続の時期の子どもの指導の在り方について研修する。G インクルーシブ教育の推進の視点。共生社会の実現をめざし、小中一貫教育の取組において、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育の視点を9年間の連続した教育活動の中に位置づけることについて研修する。H 国や県の施策・動向について。教職員の小中一貫教育に対する理解を深めるために、国の施策や県としての小中一貫教育推進の考え方等について研修する。イ 小中一貫教育推進のための教職員研修の実施方法。(ア) 総合教育センターが行う研修総合教育センターでは、年次研修(教職経験に応じた基本研修)や管理職研修(マ

ネジメントの能力向上のための研修)等の指定研修と自己研鑽のための研修講座において、小中一貫教育の在り方についての研修を行うことが必要である。指定研修では、前項のアの内容を踏まえるものとし、これらの内容を現在開設している研修講座の中で他の研修に含めて行っていくことが考えられる。総合教育センターでの集合研修では、主に国の動向や県の施策の概要についての説明を行う。これらは、教育に対するより高い視野や知見を身に付けるべき管理職対象の研修で実施することが望ましく、小中一貫教育の更なる推進に資するような情報提供を行っていくことが考えられる。自己研鑽のための研修講座では、今日的な教育課題に関する内容として、神奈川県をめざす小中一貫教育についての研修講座を設定することが考えられる。この講座では、国や県の施策を説明する他、モデル校の取組の紹介や、県内の各校が自校の児童・生徒の実態を基に、めざすべき小中一貫教育校の在り方を協議すること等が考えられる。また、本研修で出された意見が、県内の小中一貫教育の推進に寄与することが期待される。さらに、将来的に小中一貫教育校が全県的に普及し、各地区にコーディネーターが設置された場合、コーディネーターに対する研修を行ったり、センター職員がアドバイザー役として各学校や地区に訪問して研修を行ったりすることも考えられる。

(イ) 教育事務所が行う研修。各教育事務所で実施している、小中学校の地区教育課程研究会を合同で行ったり、授業力向上に係る研修の中で、小・中学校の接続の視点をもって行うことで、各教科領域等の連続性、系統性について研修を深めることが考えられる。また、児童、生徒指導に係る研修において9年間を見通した視点で研修を進めることで中1ギャップ、不登校等について相互に学び合う機会とすることが考えられる。

(ロ) 各市町村教育委員会が行う研修。各市町村教育委員会が行う研修としては、小・中学校の教職員が、異なる学校段階での指導方法の違いや良さ、児童・生徒の学習や生活の状況の理解等を目的として行う、小中合同研修会の実施がある。合同研修の内容としては、例えば、学習評価についての研修や支援を要する子どもたちのケース会議の持ち方等、その中学校区で課題となっていることを取り上げることが考えられる。また、管理職や教務担当者を対象に、教職員同士の日常的な交流が可能となるような仕組みづくりという視点での研修も有効である。その際、教職員の負担軽減の工夫について、小学校が複数ある場合は学校同士の連携という観点も取り入れることが必要である。また、広く学校や地域に小中一貫教育についての理解を促すために、管理職対象の研修会や保護者や地域向けの説明会を実施していくことも重要である。

(ハ) 県教育委員会(子ども教育支援課)が行う研修。県教育委員会(子ども教育支援課)が行う研修としては、県の指導主事が直接学校や市町村教育委員会に出向く、出前講座が考えられる。これは、各学校や市町村教育委員会のニーズに対応した小中一貫教育に関する理解や、教職員の意識の向上を目的とした研修である。また、小中一貫教育を導入するにあたって、学校が主体となって導入するためのスタートアップセミナー研修や小中一貫教育を中心になって進める担当者に対するオリエンテーション

等が考えられる。また、現在既に行っている全県指導主事会議での小中一貫教育についての説明や、全県教育課程研究会の小・中合同での開催、小中一貫教育の普及啓発の場として、学力向上シンポジウムの中で小中一貫教育校の取組について発表すること等が考えられる。以上です。

屋敷座長：ありがとうございました。教職員の研修の部分 32 ページまで御意見をお願いします。

島田委員：「乗り入れ授業」という言葉は、よく使われている言葉なのでしょうか。

遠藤委員：「乗り入れ指導」という言葉は国の文章で出てきているようです。用語集の中に「乗り入れ授業」を入れていく必要がありますね。そのほか何かございますか。

島田委員：小中の大きな違いに指導方法の違いがあると思います。例えば、小学校の先生が名前を呼ぶときに「さん付け」で呼んでいたものが、中学校へ行くと名前呼びすてで呼ばれるといった話も出てくるくらいなので、児童・生徒理解とか指導法の研修を市町村教育委員会の部分に具体的に入れていけるといいかなと思います。

遠藤委員：Fの生徒指導の部分で、発達段階に応じた生徒への接し方等の研修を行うということで入れることができると思います。それから、それをどこで行うかということですが、研修を行う可能性ということで、総合教育センターや市町村教育委員会、神奈川県教育委員会の研修に含めることができると思います。この研修については、すべて必ず行わなくてはならないということではなくて、こういうところで研修が可能であるという提案です。

西野委員：29 ページの括弧の位置を修正する必要があります。それから、研修の部分ですが、小中一貫教育の推進の効果として、中 1 ギャップや不登校の解消等が書かれているのであれば、民間のフリースクール等でも小中をつないでいる部分があって、非常に多様な子どもたちが通ってきているので、私たちも、最近は学校現場での研修やケース会に関わっており、非常に困難を抱えている児童・生徒を地域でどう支えていくか等についても研修の中に入れていけばどうかと思います。教育委員会や総合教育センターに限らず、もう少し広い部分でとらえ方がふくらみが出て、よいのではと思います。フリースクール等の連携等の言葉を入れるとか、小中が連携するときにフリースクールも一緒にできるような形は考えられないでしょうか。今、学校の教員の研修をフリースクールに派遣しているじゃないですか。フリースクールの教員と学校の教員がすごくいい関係で学んでいるなど感じています。そういうフリースクールへの教員派遣研修を神奈川県は行っている特徴のある県なのでそれとの絡みで、加えられないですかね。

屋敷座長：アの中に「外部の機関と連携を図る」といったことを入れるのはどうでしょうか。

西野委員：学校・フリースクール連絡協議会があって私はその代表なのですが、例えば、市町村や教育総合センターの中で連携していくというようなことではどうでしょう

か。

屋敷座長：このあたり、部会では何か話がありましたか。

遠藤委員：小中一貫教育の推進ということで研修を考えていたので、不登校となると、小中一貫教育等の関連性となるとどうなるのかという部分はまとめづらいのかなと思います。ただ、現在、児童相談所や NPO 等の外部の団体と連携していくことが要請されているのですが、それと小中一貫教育推進のためのうまくリンクができるかどうかということを今考えているのですが、部会ではこの話は出ておりませんでした。

西野委員：実際には相当リンクするのではないかと私の立ち位置からは思われます。何のためにこの小中一貫教育をやろうとしているのかという議論の中に、現場として不登校問題等を解決しなくてはならないということを掲げていこうとすると、研修としてもっと広がりをもったイメージを持っていかないと、小中一貫が縮こまったものとなって広がっていかないように思われます。

遠藤委員：そうしましたら、F の中に関係機関との連携ということで、一つ項目を挙げさせていただいて社会との連携ということで書かせていただきたいと思います。32 ページの表の中にも項目を一つ増やしてまとめていくということでいかがでしょうか。内容については座長と相談させていただきながら進めます。

屋敷座長：それでは、生徒指導の F の中に項目を入れていくということでお願いします。

島田委員：29 ページの下から 2 行目の「を」はとった方が他の部分と整合性がとれます。

遠藤委員：わかりました。「を」はとります。

屋敷座長：31 ページの小・中学校といった場合に中点を入れるかどうかですが、これも統一していただければと思います。

遠藤委員：わかりました。

屋敷座長：その他、いかがでしょうか。

河鍋委員：インクルーシブ教育の部分の表現ですが、「できるだけ」という言葉が入っているのですが、用語集には入っていないのです。教育ビジョンでは、インクルーシブ教育をインクルーシブ教育の推進というふうに表記を変えているので、この点についてはまた整合性を図る必要があると思います。

遠藤委員：わかりました。

屋敷座長：その他、いかがでしょうか。

遠藤委員：30 ページの下から 4 行目、各地区ではなく各校にというふうになおしていただきたいと思います。

屋敷座長：レイアウトの問題ですが、活字が結構大きいので、もう少しサイズを小さくするとメリハリがきいてよいと思われます。

次は、「免許制度における運用の在り方」です。遠藤委員お願いします。

遠藤委員：まず、ア 教員免許の取得についての現状、神奈川県における小中一貫教育校の推進にあたっては、小中一貫教育校の教員は小・中学校両方の教員免許を所持して

いることが望ましい。しかし、現状としては、神奈川県では小・中両免許を併有している教員は少なく、さらに中学校の教員が小学校の免許を持っている割合は他県に比べて特に低い現状にある。この現状を踏まえた対応や小・中両免許併有教員を増加させるための取組を検討する必要がある。イ 現状での乗り入れ授業における兼務発令について。乗り入れ授業を考えた場合、例えば小学校高学年で教科担任制の実施や小学校と中学校相互の乗り入れ授業等の実施を行うことが考えられる。・中学校の教員は小学校へ（理科や音楽等）教科を持つことが可能。・小学校の教員が中学校へ、ティームティーチングや学習支援で入ることを想定する。小・中学校の教員が相互に学校を行き来し、乗り入れ授業等を行う場合には、市町村教育委員会が必要に応じて兼務についての内申をし、県が兼務発令を行う必要がある。兼務発令を受けた教職員は小・中学校両方に所属することにより、小中一貫教育に対する意識が高まり、適切な児童・生徒の理解やよりきめ細かい指導が期待できる。35 ページにいきます。ウ 今後の方向性。今後は、現職の教員が他の学校種の教員免許を取得しやすくなるよう、大学や県における認定講習などを充実させる取組について検討する必要がある。併せて教員免許の併有が、資質・能力の向上につながるということや専門性を身に付けることが、幅広い視野に立った教育につながっていくということを啓発するなど、隣接免許の取得を推奨する取組を行っていくことが必要である。また、大学（教員養成学部を含む）に対して、両免許取得促進を働きかけ、両免許を併有する優秀な人材を採用していく必要がある。その他に、教員が相互に乗り入れ授業を行うことができるように、適切な教員配置をするとともに、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完し合える体制を構築することが望ましい。その際、教員の意識や児童・生徒の意識や学力の変容を見取ることによって、乗り入れ授業の効果について検証する必要がある。また、図 27 にあるように全国の実践では、小中一貫教育校の教職員全員に兼務発令を行っているところもあり、小中一貫教育校における兼務発令の在り方についても検討していく必要がある。今後は、国の制度化を見据えつつ、（義務教育学校制度には「小・中両方の併有を原則とする」とある。）長期的な視野で教員の配置や現状でできる対応について考えていく必要がある。以上です。

屋敷座長：ありがとうございました。この部分につきまして御意見を申し上げます。

吉野委員：一つよろしいでしょうか。33 ページの表のところですが、小学校教員に占める中学校免許保有者と中学校教員に占める小学校免許保有者のグラフですが、出典は小中一貫教育校の実態調査となっていますが、この数値は、小中一貫教育校の職員の割合なのか、それとも、全部の教職員の割合なのか、これだけでは分からないのですが、どうなのでしょう。

事務局：これは全国で全部の教職員についての割合だと思います。

屋敷座長：この実態調査は3種類あって、都道府県調査と市町村と学校に分かれております。この部分は都道府県調査なので、全部の人数だと思われます。

有馬委員：TT で、最初の段階は小学校の先生は、中学校で TT に入るということを想定しているとして書いてあるが、免許をもっていれば、教科指導ができるのではないかと思うのですが。そういうものは想定しないのでしょうか。職員が一緒になっていくわけですから、授業等も考えていってもいいのではと思うのですが。

遠藤委員：異校種の免許をもっている人が少ないということで、現状を踏まえた場合、つまりもっていない場合どうするかということについて(イ)では書いております。ですが、そうでない場合についても入れていかないと、誤解されるかもしれませんので、また座長と相談しまして、わかりやすくしたいと思います。

屋敷座長：実際には中学校から小学校への乗り入れは多いのですが、逆の小学校から中学校へは、数としては多くなくて、TT や補助教員として入る場合があるという実態をここでは述べております。しかし、遠藤委員の言われるようにこれから、発展する可能性もありますので、検討しましょう。

島田委員：私の経験だと、中学校の先生が小学校に行って一番有効なのは、英語です。これから 5, 6 年生で英語が入ってくることを考えると英語を入れた方がいいのかなと思いました。2 番目に体育でしたね。音楽は意外に小学校に専科の先生がいるのかなと思うのですが。

事務局：箱根では、今音楽の先生が乗り入れ授業をやっておりまして、横浜ではおそらく音楽は専科の先生が多いのかもしれないのですが、県域では専科でない場合も多くあると思われまます。また、海老名では美術の先生が図工で乗り入れ授業を行っている聞いております。

遠藤委員：限定しない方向で考えたいと思います。

屋敷座長：中学校から小学校へは可能と書いており、小学校から中学校へは想定とありますが調整が必要だと思います。県によっては積極的に兼務発令をする県と、乗り入れ授業を担当する教員だけに限定する県とあります。

井村委員：35 ページの図 27 を見てしまうと全部の教員が兼務発令されているのは 10% で残りの 90% は一部兼務発令しているということですよ。通常、兼務発令は役割がそこでどういうふうにあるのかということによって兼務ということがはじめて生じるので、特定の役割がないままに兼務発令するのは服務上、人事管理という面でも難しいのかなと思われまます。実際に教員の活用の仕方が、兼務発令を必要とするような教育展開になっていて、そういう場合には必要に応じて全員に兼務発令をかけるし、あるいは特定の一部だけで内容を担えるのであれば、そういう形での兼務発令が考えられるのかなと思います。

屋敷座長：ありがとうございます。小中一貫教育の展開によっては全部の教職員に兼務発令を行うことは非常に効果があるという場合もあります。実際に全職員に兼務発令されている場合というのは施設一体型に多いと思われまます。その他、ありませんでしょうか。

それでは最後の「まとめ」の部分について説明をお願いします。

遠藤委員：目次のところでも申しましたが、「はじめに」で屋敷座長の名前があり、「おわりに」でまた、屋敷座長の名前があるのはどうだろうかということで、まとめは皆さんの総意をまとめるということで、「まとめ」とさせていただきます。県内に幅広く小中一貫教育校を導入していくためには、小・中学校の規模や地理的条件など、それぞれ地域の実情に合った小中一貫教育校の在り方を検討する必要があります。そこで、今後は、市町村教育委員会と連携して、新たな地域でモデル校を指定するなどして、その成果を検証し、取組を拡大することが求められる。併せて、現在国で進めている、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校（仮称）の制度化の動向を見据えつつ、神奈川県としての小中一貫教育校のとらえについて改めて整理し、その支援の在り方についても検討する必要があると考える。以上です。

屋敷座長：この「まとめ」の部分につきまして何かありましたらお願いします。

足立原委員：下から3行目にある仮称というのはいつまで仮称なのでしょうか。

屋敷座長：今の文部科学省の動きですと、この12月までに小中一貫型の小学校中学校についての要件等を省令や政令で定めるというふうに聞いております。来年になりまして、全国の市町村に意向調査をするという話も聞いております。よろしいでしょうか。

まとめの、後の3行のところですが、制度化される義務教育学校と小中一貫型の小学校・中学校と神奈川でいっている小中一貫教育校との整合性をどういうふうにとっていくのか、ということについて、整理する必要があるということです。それでは、資料も含めて何かありますでしょうか。資料のサ行の部分ですが、全県指導主事会議、全県の教育課程ですが、ここは「県内」の方がよいと思われま

す。

遠藤委員：分かりました。

河鍋委員：最終的には表紙のところには9月とあるのですがはじめにのところは、10月となっておりますが、ここはどうされますか。会議が9月までということであれば、9月でもよいと思われま

す。

遠藤委員：委員の任期が9月30日までということなので、これは検討させてください。

西野委員：資料の部分ですが、フリースクールではなくて県学校・フリースクールというふうにした方がよいと思われま

す。

遠藤座長：訂正いたします。

屋敷座長：それでは、最終報告につきましてはこの後に整理をいたしまして教育委員会に報告するというのでよろしいでしょうか。時間となりましたので本日の協議はここまでとしたいと思います。進行を事務局に戻します。

遠藤委員：私のほうで、1ページずつおって確認したいと思いますのでよろしく申し上げます。まず表紙ですが27年9月という部分ですが日付等を検討させていただきます。はじめにつきましては、最後の段落は「期待します。」と修正します。次の目次1番下の部分の括弧書きは、取ります。1ページは、一番下の部分は、義務教育学校と小

中一貫型小学校中学校(仮称)について触れていくということです。次に5ページ6ページの全国学力状況調査や問題行動等の調査は、25年度のものでそのまま変更しないということで確認ください。次に、15ページ一人ひとりはそのままで、次に26ページ保護者地域との連携で、地域全体でつくる体制づくりということで市町村を地域に直します。26ページの等を取ります。27ページ多忙化のことをアンケートに入れる角化については座長と相談して決めます。28ページについては、(ア)の位置を直し、表2と文章の位置を入れ替える、併せて図22の出典の「校」は取ります。また図のタイトルはスペースを空けるというふうに修正します。出典についてはポイントを落とします。小中一貫が多少中学校の仮称を入れる。29ページは「視点を取り入れることは重要であると考え」とします。次に「指導・助言、援助」の書き方については確認をさせていただきます。29ページの下から3行目の括弧の位置を直すということ。授業づくりの部分の「を」をとる。Fのところ、発達段階に応じた指導というふうなことを入れるということ。Iのところ、関係機関との連携ということを入れるということ。「乗り入れ授業」ということについて用語集に入れるということ。30ページの下から4行目「各校で」に修正する。小学校中学校は小・中学校とすること。32ページ図表のフォントを下げる。Hの横にIを入れて、関係機関との連携を付け加えること。33ページについては「等」を取る。図24、25のしめるの「る」をいれる。34ページの現状を勘案して書きぶりを入れるということで、ここは、書きぶりを変えます。それぞれの末尾については座長と相談します。図26に関してもタイトルは修正します。35ページの出典も同じように直します。後は、資料の14ページ西野委員の団体名「県学校・フリースクール等連絡協議会」に修正、15ページも同様です。それから用語集のところに目次の作業した部分を入れる。用語集の全県指導主事研究会は「県内の」に直す。それから「小・中学校」に直す。そのほか何かございますか。

吉野委員：29ページの上から3行目のインクルーシブの整合性をはかる。

屋敷座長：29ページのカリキュラムづくりの「く」を修正する。

河鍋委員：28ページの(仮称)の部分の中黒、それから34ページの免許の「許」が切れている部分の修正、以上です。

島田委員：各校と各学校を統一する。

遠藤委員：それではよろしいでしょうか。修正点については事務局で、また座長に一任いただいた点につきましては、協議して修正していきたいと思います。今後最終報告として整理しまして教育委員に報告したいと思います。ご承知おきください。また手交は10月の13日を予定しております。また今後の有識者会議については、別途立ち上げたいと考えておりますのでその際にはまた、委員の皆様にご協力いただくことになるかもしれません。よろしく願いいたします。

古島 GL：長時間にわたるご協議ありがとうございました。それでは、最後に閉会の挨拶を支援部長吉野より申し上げます。

吉野部長：皆様、本日は大変ご熱心にご協議いただきありがとうございます。今後の流れでございますけども、皆様からいただいたご意見をまとめさせていただいて、最終報告を教育委員会の方にさせていただきます。そして13日に屋敷座長から教育長の方に手交をさせていただきます。また記者発表もいたします。また教育長、課長が集まる会議等でも最終報告説明をさせていただくと共に、県のホームページにも掲載させていただきたいと思っております。この在り方検討会でありますけども年度をまたぎまして今日まで開催させていただきましたが、海老名市、秦野市、箱根町のモデル校の取組は今年度当初より始まっているところです。今後は3つの教育委員会と連絡協議会を行いまして、成果、課題をきめ細かく検証・分析をさせていただきます、県内の教育委員会、あるいは各学校、家庭等に発信をして参りたいと思っております。今まで様々なご意見をいただきまして、神奈川県としてめざす小中一貫教育のあり方を探って参りました。これからも、モデル校での実践を通して、それぞれの学校や地域にあったよりよい小中一貫教育の取組を拡大するつもりでございます。検討会は本日で終了となりますが、今後また神奈川県における小中一貫教育の取組に対しまして応援をお願いする事があるかもしれません。終わったそばからのお願いで申し訳ないのですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。今日まで熱心な御討議本当にありがとうございました。ここで、感謝を申し上げまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上